大田区いじめ防止対策推進条例制定について(案)

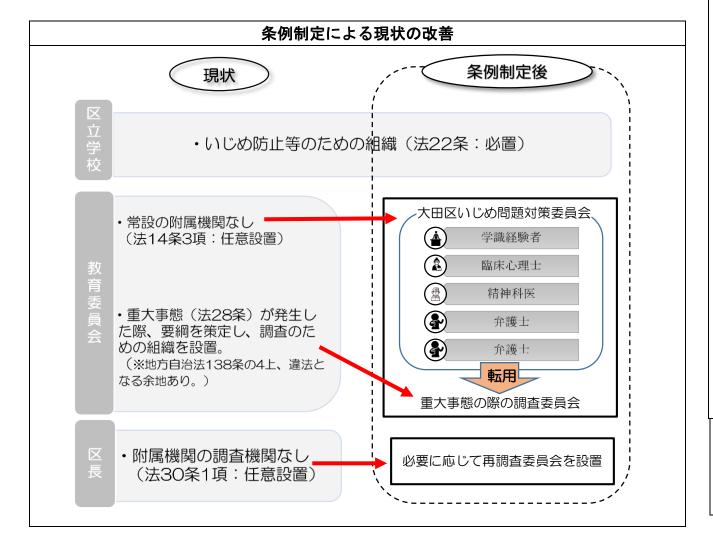
(令和2年11月現在)

条例制定の趣旨

- 1 「いじめ防止対策推進法」の趣旨の実効化
 - ⇒区として、社会総がかりでいじめに対峙していく姿勢を明らかにする。
- 2 重大事態が発生した際に速やかに調査を行う体制の整備

⇒法制定後も不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりしたことから、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月)が策定されたことも踏まえ、区として重大事態の発生を想定し、迅速かつ適切な調査を可能とする体制を整備する。

- 3 組織及び調査委員会等の設置根拠として制定
 - ⇒法令に基づく設置根拠を整備する必要あり。



こども文教委員会 令和 2 年 11 月 13 日

教育委員会事務局 資料6番

所管 指導課

いじめ防止対策推進法と大田区いじめ防止対策推進条例の規定について

| いしめ防止対束推進法と大田区いしめ防止対束推進余例の規定について | | | | |
|---|--|---------------|----------------|--|
| いじめ防止対策推進法 | | | 大田区いじめ防止対策推進条例 | |
| 第1条 | 目的 | | 第1条 | 目的 |
| 第2条 | 定義 | | 第2条 | 定義 |
| 第3条 | 基本理念 | | 第3条 | 基本理念 |
| 第4条 | いじめの禁止 | | 第4条 | いじめの禁止 |
| 第6条 | 地方公共団体の責務 | | 第5条 | 区の責務 |
| 第7条 | 学校の設置者の責務 | | 第6条 | 教育委員会の責務 |
| 第8条 | 学校及び学校の教職員の責務 | | 第7条 | 区立学校及び教職員の責務 |
| 第9条 | 保護者の責務等 | | 第8条 | 保護者の責務 |
| 第12条 | 地方いじめ防止基本方針を定めるよう努める。 | \rightarrow | 第11条 | 大田区いじめ防止基本方針の策定 |
| 第14条1項 | いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。 | | 为11木 | ●区及び学校におけるいじめ問題対策、いじめの防止等のための具体的取組等 |
| 第14条3項 | 教育委員会に附属機関を置くことができる。 | 7 | 第13条 | 大田区いじめ問題対策連絡協議会の設置 |
| 第28条1項 | 学校の設置者又は学校は、重大事態に関する調査を 行うとともに、重大事態が発生した旨を地方公共団体 | | 第14条 | 大田区いじめ問題対策委員会(教育委員会の附属機関)の設置【常設】 |
| 第30条1項 | の長に報告しなければならない。 地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附 属機関を設けるなどにより、この調査の結果について再 調査を行うことができる。 | | 第15条 | 《所掌事項》 〇区立学校におけるいじめ防止等対策についての調査・審議・教育委員会への答申 〇区立学校における重大事態についての調査、調査結果の教育委員会への報告 |
| 法を直接適用する義務規定 [地方公共団体] ■通報・相談体制の整備(16条2項) ■連携体制の整備(17条) ■人材の確保及び資質向上(18条1項) ■インターネットによるいじめに対処する体制の整備(19条2項) ■いじめ防止等対策の調査研究、検証、成果の普及(20条) ■相談・救済制度等の広報・啓発(21条) ■学校相互間の連携体制の整備(27条) ■再調査結果の議会への報告(30条3項) ■再調査結果を踏まえた必要な措置(30条5項) | | | | 【構成】学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 : 5人以内 【任期】2年 |
| | | | | 大田区いじめ問題再調査委員会(区長の附属機関)の設置 【必要があるときに設置】 |
| 【学校の設置者】 ■学校の支援、必要な措置・調査 (24条) ■出席停止制度の適正な連用 (26条) ■学校の重大事態の調査への指導・支援 (28条3項) ■適正な学校評価 (34条) | | | 第16条 | (《所掌事項》 〇大田区いじめ問題対策委員会が行った 重大事態調査の再調査 【構成】学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 |
| 【学校の設置者及び学校】 ■ 道徳教育及び体験活動の充実(15条1項) ■ 児童等の自主的活動の支援、児童等及び保護者への啓発(15条2項) ■ 定期的な調査(16条1項) ■ 相談休制の整備(16条3項) ■ いじめを受けた児童等の権利擁護(16条4項) ■ 教職員研修の計画的実施(18条2項) ■ インターネットによるいじめに対する啓発活動(19条1項) | | | | で法28条調査を行った組織の構成員以外の者:5人以内【任期】区長が任命したときから再調査が終了するときまで |
| | | | 第9条 | 地域住民及び関係機関等の役割 |
| 【学校の設置者又は学校】 ■重大事態の調査、調査結果の保護者への提供 (28条1・2項) | | | 第17条 | 再発防止のための措置 |
| 【学校】 ■いじめ防止基本方針の策定(13条) ■いじめ防止等の対策のための組織の設置(22条) ■いじめに対する措置(23条) ■校長及び教員による懲戒(25条) | | | 第18条 | 個人情報の取扱い |
| | | | 第19条 | 区立学校以外の学校への協力要請 |
| | | | 第20条 | 委任 |
| | | | 附則 | 施行期日 |

※23区の条例制定状況(令和2年11月現在)

○教育委員会の附属機関設置に関する条例制定:13区(千代田、中央、港、墨田、品川、目黒、杉並、豊島、北、

荒川、板橋、足立、葛飾)

○区長の附属機関に関する条例制定 : 11 区 (上記 13 区のうち杉並、豊島を除く)

(仮称) 大田区いじめ防止対策推進条例案

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。以下同じ。)のための対策について、基本理念を定め、大田区(以下「区」という。)、区立学校等の責務及び地域住民等の役割を明らかにするとともに、区の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
 - (2) 区立学校 大田区立学校設置条例(昭和36年条例第17号)別表に規定する学校をいう。
 - (3) 児童等 区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。
 - (4) 保護者 児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童等を 現に監護する者をいう。
 - (5) 地域住民 町会、自治会その他区内で事業活動を行う法人その他の団体 及び個人をいう。
 - (6) 関係機関等 児童相談所、警察署その他児童等のいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、区立学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等が、いじめを行わず、及び他の児童等に対するいじめを認識しながらこれを放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動することができるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 区立学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する 取組を実効的に行うため、当該区立学校全体で組織的に取り組むことを旨とし て行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、区、区立学校、保護者、地域住民及び関係機関等の連携の下、地域社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止等)

- 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。
- 2 児童等は、命及び心の大切さ及び尊さを実感し、いじめを行わず、互いを思いやり、いたわり合いながら、いじめのない明るい生活を送るよう努めるものとする。
- 3 児童等は、いじめを受けたとき、又はいじめが行われていることを知ったとき(いじめの疑いがあると認めたときを含む。)は、その保護者、区立学校又は関係機関等にできるだけ早く相談するよう努めるものとする。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための体制を整備するとともに、他の地方公共団体、区立学校、保護者、地域住民及び関係機関等と協力して、いじめの防止等のために必要かつ効果的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育委員会の責務)

第6条 大田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、基本理念にのっとり、区立学校の設置及び管理に関する事務を行う者として、区立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(区立学校及び区立学校の教職員の責務)

第7条 区立学校及び区立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該区立学校 に在籍する児童等の保護者、地域住民及び関係機関等との連携を図りつつ、区 立学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該区立学 校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に これに対応する責務を有する。

(保護者の責務)

- 第8条 保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、い じめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす ものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、 当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう 努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童 等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、区、教育委員会及び区立学校が講ずるいじめの防止等のための措 置に協力するよう努めるものとする。

(地域住民及び関係機関等の役割)

第9条 地域住民及び関係機関等は、区が実施するいじめの防止等のための対策 に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置をの他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(大田区いじめ防止基本方針)

第11条 区は、法第12条の規定に基づき、区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、大田区いじめ防止基本方針を定めるものとする。

(区立学校いじめ防止基本方針)

第12条 区立学校は、法第13条の規定に基づき、当該区立学校におけるいじめの 防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする。

(大田区いじめ問題対策連絡協議会)

- 第13条 区は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第 14条第1項の規定に基づき、区立学校、教育委員会、教育センター(大田区立教育センター条例(平成8年条例第24号)第1条に規定する大田区立教育センターをいう。)、関係機関等により構成される大田区いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。
- 2 協議会は、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項について協議を 行う。

(大田区いじめ問題対策委員会)

第14条 大田区いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の付属機関として、 大田区いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

- 2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推 進について、調査審議し、答申する。
- 3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると 認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。
- 4 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な 知識を有する者等のうちから、教育委員会が任命する委員5人以内をもって組 織する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ただし、再任を妨げない。
- 6 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 大田区教育委員会規則で定める。

(区立学校における重大事態に係る対処)

- 第15条 区立学校は、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生したときは、いじめの防止等の対策のための組織による調査を行うとともに、当該重大事態が発生した旨を、教育委員会を経由して、直ちに区長に報告しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、法第28条第1項の規 定により、必要な場合は対策委員会に速やかに調査させるものとする。
- 3 対策委員会は、前項の規定による調査(以下「法第28条調査」という。)を 行ったときは、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を区長に報告 するものとする。

(大田区いじめ問題再調査委員会)

第16条 区長は、前条第4項の規定による報告を受けた場合において、当該報告 に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必 要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、区長の付属機関として、大田区いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置くことができる。

- 2 再調査委員会は、区長の諮問に応じ、法第 28 条調査の結果について、法第 30 条第 2 項に規定する調査(以下「再調査」という。)を行う。
- 3 再調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った対策委員会の委員以外の者のうちから、区長が任命する委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、区長が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 5 区長は、再調査委員会における調査の結果について報告を受けたときは、直 ちに教育委員会にその結果を報告するとともに、法第30条第3項の規定により、 その結果を議会に報告するものとする。
- 6 第3項及び第4項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し 必要な事項は、大田区規則で定める。

(再発防止のための措置)

第17条 区長及び教育委員会は、第15条第3項又は前条第5項に規定する報告を受けたときは、相互に連携し、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第18条 区は、大田区個人情報保護条例(平成10年条例第66号)の規定により、 この条例の施行に当たって知り得た個人情報を保護し、及び適切に取り扱わな ければならない。
- 2 いじめに関する通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その知り得 た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(区立学校以外の学校への協力要請)

- 第19条 区は、区立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめの防止等 について必要な協力を求めることができる。
- 2 対策委員会及び再調査委員会は、区立学校を除く学校の設置者又は管理者に 対し、対策委員会及び再調査委員会が行う調査について必要な協力を求めるこ とができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、大田区規則又は大田区教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、 条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

(仮称)大田区いじめ防止対策推進条例案のパブリックコメントの実施について

(仮称)大田区いじめ防止対策推進条例案の策定にあたり、大田区教育委員会《区民意見公募手続(パブリックコメント)》実施要綱に基づき、下記のとおり区民の皆様からのご意見を募集いたします。

記

- 1 大田区教育委員会《区民意見公募手続(パブリックコメント)》
- (1) 実施期間

令和2年11月21日(土)から12月7日(月)まで

(2) 対象

区内に在住、在勤、在学の方、区内事業者及び団体、その他条例に利害関係を有する方

(3) 閲覧場所等

指導課、区政情報コーナー、特別出張所、大田区ホームページ

(4) 閲覧に供する資料

(仮称) 大田区いじめ防止対策推進条例案

(5) 意見の提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ、持参のいずれかの方法による。 なお、電話による意見の受付は行いません。

(6) 意見の提出先

指導課指導主事

- 2 区民への周知
- (1) 大田区報(11月21日号)
- (2) 大田区ホームページ